

宇多津町農業委員会会議録

1. 委員会の種類 平成29年 7月定例農業委員会
2. 召集の通知年月日 平成29年 7月12日
3. 開会の日 平成29年 7月20日
4. 開会の場所 宇多津町役場3階会議室
5. 招集者の氏名 宇多津町農業委員会会長 蛭子 一
6. 委員数 8名
7. 出席委員数及び氏名 8名 蛭子 一 委員・大坂 秀美 委員
谷川 英昭 委員・稲田 直樹 委員
宮本 政文 委員・石川 浩 委員
吉井 繁信 委員・池田 香代子 委員
8. 欠席委員数及び氏名 0名
9. 通知した会議の目的たる事項
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書（県知事許可分） 2件
申請人 譲渡人~~（貸人）~~ 譲受人~~（借人）~~
● ● ● ● ● ● ● ●
~~譲渡人~~（貸人） ~~譲受人~~（借人）
● ● ● ● ● ● ● ●
- 議案第2号 その他
10. 開 会 午前10時10分
11. 閉 会 午前11時00分

上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするために、会長及び出席した2名が署名、押印する。

平成 年 月 日

会 長

委 員

委 員

午前10時10分 再開

○蛭子会長 それでは、再開します。

審議の前に署名委員の選出なんですが、先ほどの署名委員はさきの総会の署名委員になりましたので、正式な農業委員会、議案の中での署名委員として、1番大坂さんと2番の谷川さん、よろしくお願いします。これずっと毎回もうていきますから、その次は3番、4番、5番、6番、7番、1番というふうに署名委員さんはもうていきますので、きょうにつきましては大坂さんと谷川さん、よろしくお願いいたします。

欠席者はなしということで、それでは第1号議案ですけども、事務局のほうから御提案いただきます。

○事務局 議案第1号としまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請書が2件出てきております。

それでは、内容を説明させていただきます。

番号1になります。所在地が岩屋の3417番2、地目は台帳上が田、現況も田んぼです。面積のほうは331平米、これは譲渡になります。譲渡人が宇多津町●●●●番地、●●●●さん。譲り受け人のほうが、坂出市●●●●、●●●●さんということになります。使用の用途ですが、新築住宅の予定になっております。

以上になります。

続きまして、番号の2番、所在地のほうが大宇東分十楽寺●●番●号、地目のほうが台帳上が畑、現況も畑です。面積のほうは660平米、これは使用権貸借ということで、貸す人のほうが宇多津町大宇東分●●●●番地の●●●●さん、借りる方が大阪市北区●●●●●●の●●●●さんということで、使用の目的がプレハブと便所を置いて、店舗ということになっております。

以上になります。

○蛭子会長 それでは、私のほうからまず1点。

この位置図、新しいやつをいただいたと思いますけども、赤丸のところはそうですか、場所は。青色がそうですか。

○事務局 赤丸の部分、新しい地図のほうは赤丸のほうです。そこの詳細図がこの議案書、きょう議案書を持ってきてこられてない方はいらっしゃいますか。予備はあるんですけど。大丈夫ですか。

細かい地図がこの議案書の後ろについでる青い部分の土地になります。1番の土地は、

宇多津町の東のほうの県道、旧国道から●●●のところからちょっと入ったところの土地になります。現況は地図は田んぼになってますが、ちょうどこの土地の北側も開発行為があって、今分譲地になってるところです。

2番の土地は、これも県道の飯野宇多津線のほうですね。●●のほうにおりていくところのおり口のちょうど際の土地になります。先ほど店舗と紹介しましたが、詳しくは一応回収業ということで申請が来てます。廃品回収業とか、そういう話になると思います。

○蛭子会長 わかりました。

はい、どうぞ。

○谷川委員 第1号議案の●●さんの、これはうちの川東の水利組合は承認しました。

○蛭子会長 ということで、地元の水利組合のほうは御承認をされておるということでございます。あと、御意見ございましたら。

廃品回収といいますと、あと何か産廃とかそんな問題が後々。

○谷川委員 1番ですが、道はもう2トン車が通るぐらいしかない。それでいっぱいや。いけるのかな。その横に、今回10戸の住宅地の業者より水路に蓋させてくれというてふたをして、下をしても十分11トンが入れるようにしとる。

○事務局 ちょうどこの●●●●ー●というところが大きな開発の団地になってまして、その前までは道が4メートル以上確保されてます。ちょうどこの申請地のところは、申請者のほうの分がセットバックすれば4メートル確保できるような形で前の分譲地はなってますんで、●●さんのほうがセットバックして建物を建てられたら、前面道路は4メートル確保ということなんです。

○蛭子会長 周りは判こもろうとるんやろ。

○事務局 はい。

○蛭子会長 周囲の判こはあるんやな。廃品やったらひよつと産廃みたいなんは文句が・・・。

○事務局 2ですか。

○蛭子会長 ああ、ごめんごめんごめん。

○事務局 1は住宅で、●●●●の譲渡になりますんで。

○蛭子会長 ほな岩屋水利は了承しとるけれど、皆さんのほうで御意見なければ、これについては認めていきたいとは思うんですけどいかがでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 そしたら、1の議案第1号については議案書どおり処理をしていくということです。

それから、議案の番号第2ですね。これにつきまして、地元。

○吉井委員 きのう自治会長のところへ行って聞いたんやけど、農機具の廃品回収すると言うたんやけど、それだけやったらええけど、一般の廃棄物を置くんやったら問題がある。

○蛭子会長 それがちょっと心配なけん、私のほうとしても。だけん、周りの周囲の判こが……。

○吉井委員 判こはもろうとる。

○蛭子会長 いただいとったら、もうそれを信じて。

○事務局 ●●自治会長の印鑑はいただいています。

○吉井委員 隣近所全部もろてますか。会長だけ。●●さんとか近所あるやろ。

○事務局 自治会長と、水利がないので香川用水区域外ということで、うちの判こ。

○吉井委員 ここは自治会が管理しとんや。水利というのはないんで。

○事務局 ですね。

○吉井委員 近隣の判こをもろうとったことは。

○吉井委員 騒音も出るしな。ちゃんとしとかなんたら。

○蛭子会長 後から農機具するんやったら、廃品が出たときに産廃みたいな状況になったときに困るんで、周囲の判こがなかったら私どももなかなかよっしゃというわけにも。

○事務局 近隣の同意ということが条件ということですね。今のところは書類がついてないので。ここは確認します。

ここって、車をとめよる。

○蛭子会長 今。

○事務局 上のほうだけな。ぐっとおりる手前のところですね。

ほんたら、近隣の承認が条件ということで。

○蛭子会長 ということでいきたいと思うんで、いかがでしょうか。

○谷川委員 これちょっと聞いたんやけど、隣地の判をもらえというけど、横の人も何か知らんけど山林になつとると言うたわ。だけん、その山林やけん、隣地の判、その横はもらわんでも構わんと言うとった。ほんで、書類上は町へ出しとんは間違いないんかというたら、書類上は間違いないけん町がこれを受けたということ。ほいで、今吉井さんもおつ

しゃったように、油もひよつとしたら流すんかというたら、その油を流すということはせんと。ただ、すぐに農機具を買ってそのまま転売するけに、そこで修理はするということんは聞かなんだわ。修理せんけに油は流さんということやな。もうプレハブだけ、トイレは要るけんプレハブだけを設置させてくれというんで、ちょっと聞きましたわ。

○蛭子会長 ほんだら、中古器具の商売するという話になるんな。

○谷川委員 そうそうそうそう。中古を買ってきて転売するということや。ほいで、そこで直すんやったら、今も言うところけど油がひよつとしたら出るわな。流したらいかんの、それはどななんやというたら、それはないんや。

○蛭子会長 いっとき、ビブレのほうでしよった。あんな感じかな。

○事務局 ああ、ビブレの裏のところ。

○蛭子会長 うん、あつたんや。農機具の中古の農機具で。

○宮本委員 展示会。

○谷川委員 展示会兼な。ああいう方式らしいわ。

○蛭子会長 さあ、ほんだらいかがいたしましょうか。

○谷川委員 それやったら、私は構わんでという。

○吉井委員 下の●●さんとかにもらわんといかんと思うんやけど。

民家が隣に、●●さんとかももろうとらんですか。

○谷川委員 いや、隣地のもらえるところの判はもろうとるんと違うんかな。もろうてないんな。

○事務局 判はないです。一応契約書、借りる方と貸す、●●さんのほうの契約書のコピーの添付がありまして、特約条項ということで農機具回収業の用地として使用することを許可すると。プレハブトイレの設置を許可する。これは現状更地にして返しますということです。先ほど懸案であった油等の用水路等へ流ることがないように留意すると。近隣住民等に迷惑がかからないようにするという特約事項は、両者押印ということにはなっております。それを違反した場合はすぐ解約ができるということで、特約にはうたっております。

○蛭子会長 依頼したら。油の話とかそういうなんを。

○事務局 はい。近隣ともめたりとか。

○吉井委員 この図面に3軒あるやろ。●●と。

○石川委員 貸し借りの業者がそういうふう合意をしても、やはり実際にはその周辺が

とにかくそういうふうになるかどうか。今、自治会長さんというのはこの図の中の1軒ですかな。どこ、どれ。

○事務局 自治会長さんは吉井さんというて、ちょっと下に。その道をずっと下って、その近辺ではないんですけど。水利がないんで。

○事務局 農道水路とかに隣接しとったら、基本的には立ち会い求める。そのときに、多分この土地が農道に隣接しとるからということで、自治会長さんの合議というか判をいただいとるということでは。

○事務局 ああ、そうです。

○吉井委員 いや、隣は自治会長の土地があるんで。

○事務局 あるんですか。

○吉井委員 今の議案が出とる。

○事務局 その農転を許可する際の審議事項、あるいは審議をするために判断するために必要な添付書類として、今言うところ明確に何軒の方、隣接する方の同意がなかったらいかんということに明確に何かこうなると、済みません、私もちょっと承知してないわけで、逆にお伺いするのも変な話なんですけれども、何かそのあたりってどんなんですか。それは、この会の中でそういった意見があったらそういった意見を聞いてもらえませんかという話でええのか。

○谷川委員 隣地の判をもらうていただいとったら間違いはないわな。ほいで、今言う油を流すとかそいなんしたときには解約してということやわ。

○事務局 明確に契約みたいに。契約ではそういう契約をされとるということ。

○吉井委員 やっぱり、隣地の承諾とは多少、やっぱりもらうてとったらほうがええんと違うんかな。

○石川委員 だから、もらうてとったらというところが、必要事項なんか法的根拠があるんかというような話をされとったんで。

○事務局 裏は山林やきんな。こっちが農地やけん。

○宮本委員 これは農業委員会としてそういう意見が出ましたよと。それをいただくんが附帯条件ではないんですけどということをおかれよるわけですよ。だから、隣地の承認がなければ認めないよということじゃなくて。

○宮本委員 それではないわけです。

○石川委員 法令はないのか。

○宮本委員　　と思いますよ。だから、私は素人で申しわけないけど、例えば産廃業者があるじゃないですか。これ産廃じゃないですけど、よく出るのは、例えば農機具が壊れて自然と油が流れたよ、あるいはその廃油をたまたまあれがあったから燃やしたよとか、いろんな事例が考えられますわね。流すつもりはなかったけど流れたよ。それを燃やしたら煙がこっちへ飛んできて、民家の例えば洗濯物とか、あるいは喉を痛めたとかいろんな問題、ケースがあるんですけど、そういう近隣トラブルを事前に防ぐためにはいただいたほうがいいんじゃないですかという意見は当然出てしかるべきだとは思いますが、ただそれがなかったから、委員会が拒否する項目とはならないんじゃないかなとは思いますが。法的根拠はあるかということは、多分ないと思います。

○石川委員　　ほんだけど、承認したということなら委員会の責任ですよ。

○宮本委員　　当然そうなんです。

○石川委員　　委員会が最善の注意義務を果たしたかと言われたときに、根拠としてこういう義務で了承いただくことは必要ないにしても、そのことをちゃんとしておいてほしいという、それがお願いをするという形を我々のほうから申し入れておかないと、両者が契約する人どうして、それがやられました、だからお任せしますということにならんのだろう。農業委員会のほうではこういうことをやってくれよと。ただし、一応それは義務ではないかもしれないが、やっておいてくれたほうが好ましいということぐらいは言っといたほうがいいんじゃないかな。

○蛭子会長　　近隣のこの場合だったら、民家は●●さんところから始まって、民家の左側へ、これは農地になるのかな。

○事務局　　●●－●、●●－●、●●－●ですね。●●－●●というてちょっと左上にあるところのここの農地に関しては、同意書があります。

○蛭子会長　　あとは、この際がないんな、民地が。要するに隣地が。

○事務局　　地目が多分農地にはなってないんだと思う。

○事務局　　農道ばさみという話があるのかもわからんね、判断として。

○谷川委員　　いや、のうてないと言うたわ。山林と言うた。

○蛭子会長　　ああ、山林な。この3つ、山林で。

○谷川委員　　地目が変わつたらんというんは聞いたわ。ほんだから、農地やったら隣地の判はもらうけど、山林やけん。多分、それで町のほうも、山林やけに隣地の判はなくてもいけるんでないかというんで、書類受けたんじゃないかというんは、私はそういう解釈を

した。それやったら結構やと言うたんや。

○事務局 受け付けはしとんですけど、許可とはまたそこは別なんで。

○谷川委員 いや、だけんそれはきょうの委員会でみんなで協議したらええやないかということで、ほんだけん書類上に問題がないんやったら私は別に、農機具を置いて販売するんやったら別に問題はないんでないかということで、1番に、私も言うように隣地の判はもろうてくれとんかとは言うたんです、それはね。そしたら、●●さんいわく、農地でないけんや。山林と言うたと思うんや。

○蛭子会長 この隣地で、仮にそれが山林だとしたら、●●さんのところについてはそれはもう民家や。民家やけんの、これはもう隣接しとるきんな、この図面からいうと。ほな、ここの判こもないんやろ。

○事務局 隣接というのが、ちょっと感覚的なのというところ、本当に接しとるのをもって、狭義の意味での、狭い意味での隣接なのか。ちょっと農道がおるんですよね、多分。そういった意味で、農道部分は飛んで、接してないというたら接してないんです。

○宮本委員 いわゆる境界線が直接接してなかって農道が間に介在しとるから、それは隣地として考えるべきか考えないべきか。

○事務局 どんなんかなというところもね。感覚的には影響があるから、ちょっとそれやったら……。

○事務局 農道があるんです、間に。

○事務局 私も、過去に何かこの辺を調べたときに、ここずっと今あるのはこれ農道だと思うんです。現地はあるかないかは別として、公図上農道が、これがあるので、そういった意味では。

こっちだけの隣接の。だけん、非常にそのあたりもあって、どんないまいをしてきとんかがちょっと。

○事務局 私に出とんは、さっと流れるようなんしか経験してないんであれなんですけど。だけん、もろうてほしいというんは言えると思います。

○蛭子会長 さっき事務局のほうから御説明がありましたように、●●さんと、それ誰というたかの、●●さんの間の中ではそなん違反した場合はというような云々が条項に入っておるといことなんですけども、ただ私が気になるんは、隣じゃない、判こもないというような話、何か後でもめたときに農業委員会が紹介しとるというような話になっても、どなんなつとんやというような話になってもいかんので。

○宮本委員 もう一文、近隣住宅との問題が発生した場合は、借り主が全責任を持って対処するとか、何かそんなんを1文入れてもらうとか、何かの形をしとったほうが周りの人も安心ができるしと思います。

○谷川委員 我々もな。

当然、認めた我々の責務として。

だけん、それやったら隣地との話し合いができるとということになるからな。

○蛭子会長 とりあえず、この場は。

○宮本委員 だから、2つでしょう。今私が言ったのは、皆さんお受けいただけていただけたかしらないけど。1文追加すると、現地の皆さんの同意をいただくと、この2つが条件ですね。この当委員会の意見でしたよと。

○蛭子委員 附帯事項でつけろか、それを。

○事務局 ●●さんの確約書はあるんです。農地転用にかかわる付近の土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は、転用事業者——●●さんになるんですけど——が、当事者間において誠意を持って解決いたしますという確約書はついております。

使用者は、●●さんとの契約書の中での話にはなってきますんで、だから借りるほうの確約書ももらってほしい。

○宮本委員 だから、こっちで河合さん、いわゆる立地的にそこでその商売を始めて、いろんなやるわけでしょう。そこで見えた問題点というのを附帯事項として1文入れたらどうなんですかというのを私も言いたいんで、それが●●さんとの話の中のその1文が絡んでくるのであれば、それはそれでもいいんです。ちょっとすぐには読み取れませんので。

○事務局 書類上はあれなんですけど、そしたら今のをまとめれば、農道を挟むけど隣接する土地の同意と、あと事業者の確約書の提出を求めるということですね。

○蛭子会長 今、●●さんがまとめてくれましたけども、2点。

○谷川委員 結構。

○蛭子会長 構いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、そういう条件つきになるような格好になりますけども、ほんだけんこれ来月もう一遍出してくれるかの。どないなったというの、結果を。

○事務局 どやいなったというのを。

○蛭子会長 できましたよとか、いや、もめとるが、判を押さんと言いよるがとか、来月

の農業委員会の中で。

○事務局 わかりました。

○蛭子会長 それでは、番号の2につきましては以上で終わっていきたいと思います。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 それでは、その次、議案第2号のその他でございます。

その他につきましては、まず農業委員会の研修等があります。事務局のほうから御説明させていただきます。

○事務局 1枚紙の、これですね。平成29年度市町農業委員、農業利用最適化推進委員実務研修会ということで、宇多津町のほうは8月30日に、綾歌のアイレックスでお昼の1時からスタートで、4時40分までということで予定しております。これの出席を8月11日までに報告しなければいけないので、ここでお返事いただける方は今お答えいただきまして、もし帰ってでないとわからないという方は、今月いっぱいうちの事務局、金井のほうまで御連絡いただければと思います。一応、町のほうからマイクロのほうを用意しまして、ここ出発でみんなで参りたいとは考えております。

これって毎年しよんですよね。

○蛭子会長 毎回ある。今回、特に新しい農業委員会制度が変わったのが香川県の中でもたくさんあるから、地区が。毎回あります。

○事務局 今回、どこも法律が変わって初めての方がかなりふえてるようで。

○蛭子会長 これ12時過ぎに出るんかの、バスは。

○事務局 そうですね。30分ぐらいはかかるので。

○蛭子会長 40分ぐらい前に出るんかの。次の農業委員会のときに、時間は金井のほうから決めてくると思いますので、出欠の今わかる人は報告していただいとったら。わからない人は、また事務局のほうへ後ほど連絡すると。ほんで、私は行きますから。

○事務局 出席。はい。

ほかの方は後ほどと。稲田さんも出席。

○宮本委員 宮本も出席。

○事務局 はい。

○大坂委員 大坂も。

○事務局 はい。

○谷川委員 私のほうは欠席にしておいた。

○事務局 欠席。はい。

○谷川委員 30日、これちょっと香川医大で検査があるんじゃない。

○事務局 はい、わかりました。

○石川委員 後刻連絡させてください。

○事務局 はい、わかりました。

○池田委員 池田、出席です。

○蛭子会長 ほんな、私のほうから。

今の農業委員会の憲章というところで、農業委員は何をするんじゃないというようなことが5点ほど上がっておりますけども、その中で農地の確保をせなければいけない。宇多津町もかなり遊休農地といいますか、耕作放棄地の農地がふえてきております。毎年だんだんとふえておりますけども、これらをいかに再生させていくかということも農業委員会としては考えなければならない仕事です。石川さんの都市計画審議会とは相反する農業委員会としては、こちらの立場としては農地を確保して、農業を職業、農業を業として、職業としてやってくという推進、発展の立場になるんですけど、都市計画のほうはここへ道をつけようか、橋をつけようか、住宅しようかというような感じでなるんで、相反するところではあるんですけども、それはそれで立場立場、宇多津町全般のあれにもなりますけれども、そういうことで今後やっていきたいと思えます。

先ほど申しましたんですけども、この中で人・農地プランとか農地中間管理機構、その中にも載っておりますけども、農地中間管理機構は、これは国の法律に基づいて、香川県も同じようなことで進んできとるんですけども、宇多津町につきましては、その法律につきましては農業振興法に加入しておりませんのでこれが適用外ということになりますんで、農振法の関係で農地中間管理機構が適用外になるんで、先ほど事務局のほうからも言われました。町長のほうからも御挨拶の中でありました。宇多津型の農業を進めていこうということで、前回から引き継いできております。

今回金井が来とりませんけども、あれ言うってくださいな、金井に。次回出してもろうて、皆さんにコピーを配付させていただいて、また皆さんと一緒に進めていきたいなというふうに思いますんで、農地中間管理機構の宇多津型ということで進めていきたいなと、御意見を伺いながら進めていきたいなと思えますんで、ひとつよろしく願いいたします。

それから、暑いさなかではございますけども、毎年8月には全国一斉の遊休農地調査というのがございます。作付の調査がありますんで、それ以外遊休農地しとるけど、そんなんあるんですけども、今回初めての農業委員会でございますので、できたらまた8月に、暑いさなかですけども、ちょっと町内の農地をずうっともうていただいて、バスに乗って巡回したらええと思う、暑いきん。マイクロを出してもろうて、ほんでああここにある、ここにあるというのがわかるかと思うんです、ずっと。暑いさなかであるんで、昼この時間帯というたらいかんで、夕方でも構わんのですが、朝でも構わんのですけども、いかがでしょうか。ずうっともうて、今であれば各水利組合ごとに回っていただいたというふうなのもあるんです、過去には。今回初めてでございますので、宇多津町全体回りたい。バスに乗って、1時間あったらまうわ。

○事務局 当然、どれだけの時間を費やしながらか見ながらということになるんですけどもね。1時間って、結構な時間やとは思うんで。

○蛭子会長 1時間あったら回れる。ほんで、バスの中から、例えば大東川の土手から見たらかなりわかるな、バスから。あそこに遊休農地がある、ここに遊休農地がある、あれは誰の田んぼやというようなやつを、それから例えばほなきん大東川の東側土手、西側の土手、またメイン道路をずっと走ったら、町内なんか走るわけやないんですから、遊休農地をある程度把握できるんでないかというように思うんです。1時間ではどうか。どんないうのかな、ちょっと。

○事務局 おりなんだら、全然1時間で。

○蛭子会長 おりんでもええんじゃ。ほなけん、暑いきん。

○事務局 それはどうせ、ちょっとお持ち帰りさせてもらって、それは検討で。

○蛭子会長 検討してもろうたらと。そこから水利組合ごと、個人ごと。個人ごとではちょっとぐあい悪いかなというふうに思いよる。それがまず遊休農地の調査ですね。これは毎年8月、全国一斉です。例によって宇多津町もやりますんで、それ来月なんでもお願いしたいと思います。

あと、きょう初めての農業委員会、議案審議をいたしました。こんな感じで議案審議を毎回しとるわけです。今回は、岩屋地区と鍋谷地区のほうで議案の問題が出てきました。長縄手地区とかというのが出てきたら大坂さんか池田さんに、池田さんよりも大坂さんのほうがええわな、立ち会いに行くきにな。異議があったとか、そんなところがあったとか、了解したとかというような報告を求めていきますんで、津の郷のほうにつきましては

宮本さんのほうに報告を求めてまいります。ほやけん、鍋谷地区については吉井さんに報告していただきたい。津の郷の稲田さんも、宮本さんと両方で相談してくれても構いません。それから、ちょっと心配なのは聖通寺地区がおらんで。ほんなら、谷川さんのほうでお願いして、聖通寺地区につきましてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうからは以上なんですけど、皆さんのほう。

○宮本委員 会長さん、私は今回初めて委員になるんで、今の私どもからいいますと津の郷地区なんですけど、それは事務局のほうへ開発修正が出たら、それが例えば津の郷地区であれば私のほうへいついつ、例えばうちの横があるんですけども、家屋調査士さんが水利とか農道とかの関係で、何月何日の何時ごろという話をよく持ってこられるんですけど、それは町へ申請が出て、こちらに連絡が行って、行ってくださいよという話の手順でいいんですか。

○蛭子会長 そういうことです。そういう手順です。

○宮本委員 だから、町のほうから連絡をいただくと。わかりました。

○蛭子会長 そこで、立ち会いに行くやないですか。仮に、宮本さんと稲田さんが水利組合とか一緒になって立ち会いに行つて、ここはおかしい、これはいかんぞというようなんだったら、ここは上がつてこんから。

当然そういう形にはなると思ひますけど、手順としては連絡が来てやつて、立会いするわけでしょう。

○蛭子会長 そうです。手順はそうなります。

○宮本委員 ついでにもう一つお聞きしたいんですけど、農道の件なんですけど、よくうちのほうでもめるんですけど、農道の管轄も昔であれば県土のほうがやられとったと思うんですけど、今も宇多津町がやられとんですか。

○事務局 今も宇多津町。

○宮本委員 わかりました。そしたら、それが例えば構図上は残つとるけど現状はないとか、よくある話なんですけど、あるいはそれが田が3枚あつて、それをつくる人がはぜをのけて農道も一緒にやつてしまふ、いろんなケースがあるんですけど、そういう書面、図面はいただけるわけですか、そのときに。例えば、農道関係が係つてる部分の町が。

○事務局 どこに農道水路があるかの資料ですね。それはもうこちらから。

○宮本委員 当然、農道に関する立ち会いが絡んでくる場合は、町の誰かが来られる。

○事務局 行つてます。

○宮本委員 そうですね。そのときに、書面も見せていただけるということは可能なんですか。

○事務局 はい、それは。

○宮本委員 わかりました。

何も資料がなかったらそこで何も言えませんし、ひとついろんな事例で申しわけないんですけど、津の郷地区であったんですけど、出水とって、それが個人が何軒かあるのが、まとめてやっていたよと。それがもうだんだん要らなくなって潰れてしまって、それが開発地区の中にあって、それが利用者の人がただ1人だけ昔は使ったけど、埋めてなくなって、それを売却したよと。そしたら、出水の水利権というのはどうなるんだろうかというような話がちょっと出てきたこともあるんですよ。その出水なんかは構図には残りませんと思うんですけど、その辺を例えば農道なんかは特によくもめる場合がありますので、そういう資料があればいただきたいなという、ちょっとこれお願いなんですけど。

○蛭子会長 立ち会ひのときの農道とか水路とかが絡んだら、必ず町役場の職員のほうが参りますんで。

○宮本委員 ああそうですか。わかりました。よろしくお願ひします。

○事務局 今現地にあろうがなかろうが、公図上にある物については町として、その公共用地がありますと一緒にしますんで、それに基づいて境界立会のほうをさせていただきますんで。

○宮本委員 土地家屋調査官は当然そういうことを調べてはくるとは思うんです。

○蛭子会長 当然してくれます、大抵は。

○宮本委員 そうですね。わかりました。ありがとうございます。

○蛭子会長 ただ最近、課長も言うたように農道がもうなくなるといふのがあるんですよ。そこがなかなか難しいところ。ということです。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○蛭子会長 なければ、これで終わってまいります。ありがとうございます。

○事務局 済みません。8月なんですけど、20日が日曜日なんで18か21に振りかえたいと思うんですが、どちらがよろしいでしょう。

○蛭子会長 今、御報告がありましたけども、例会というのは毎月20日なんです。ほん

で、これが祭日とか土日に絡んだら後ろか前へ振りかわるんですけれども、今回の場合来月たちまち19日になる。18日になるのかな。

○事務局 18か21。

○蛭子会長 18か21。いかがでしょうか。

○事務局 金曜日から月曜日。

○蛭子会長 皆さんのほうがどちらでもええというんやったら、事務局のほうへお任せしたいと思うんですけど、ここで決めるのは……。

○石川委員 月曜日にしてほしい。

○事務局 月曜日。

○石川委員 皆さんがよければ。

○蛭子会長 ああ、はいはい。

そしたら、21でいきましょうか。

○事務局 ほんだら21日で。わかりました。

○蛭子会長 次回は21日。

時間は、ほな朝9時30分でもう変わりませんので。

○事務局 場所は、こちらか西館の会議室。

○蛭子会長 西館。

○事務局 のどちらか。改めて案内はさせていただきます。

○蛭子会長 もうない。それでは終わります。ありがとうございました。

午前11時00分 閉会